

モジュール12

障害者虐待の防止と対応

障害者虐待防止法の成立と障害者虐待の定義

○障害者虐待防止法の成立

○障害者虐待の定義

・障害者

・障害者虐待

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

・障害者虐待の類型

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放置(ネグレクト)
- ⑤経済的虐待

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在地 年齢	在宅 (養護者(保護者等))	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	高齢者施設	障害児通所支援事業所 (児童発達支援、放課後等デイ等)	障害児入所施設等(注1)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県) ※被虐待者支援は、障害者虐待防止法も適用	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)		障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使(都道府県市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			【20歳まで】 障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使(都道府県市町村) (注2)	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)				
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			高齢者虐待防止法 (特定疾病40歳以上の若年高齢者含む) ・適切な権限行使(都道府県市町村)					

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

障害者虐待の防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的:

障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

イ 虐待の早期発見・早期対応

ウ 障害者の安全確保を最優先する

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待かどうかの判断が難しい場合も虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の防止等に対する各主体の責務

国及び地方公共団体の責務

→市町村の役割と責務

→都道府県の役割の責務

→障害者虐待防止対策支援事業

国民の責務

学校等関係者の責務

障害者虐待を発見した際の対応

